

著作権契約書

X（以下「甲」という）と、Y（以下「乙」という）とは、原稿執筆業務（以下「本著作物」という）の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（委託）

乙は、甲に対し、以下の原稿（以下「本著作物」という）の執筆を委託し、甲はこれを受託した。

- ①原稿テーマ 「○○○」
- ②原稿分量 ○○字以上○○字以内

※まずは、相手方に依頼をする業務の内容を特定することから始めます。原稿執筆の場合には、執筆のテーマや原稿の分量等で特定することが考えられ、イラストや写真の場合には、テーマやサイズ等で特定することが考えられます。

第2条（納品）

甲は、乙に対し、本著作物のデータファイルを CD-R に保存し、平成○年○月末日までに、乙に持参する方法により納入する。

- 2 乙は、前項の納入を受けた後、すみやかに納入物を検査し、納入物に瑕疵がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、7日以内にその旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、すみやかに乙の指示に従った対応をする。

※納期は、年月日で明示する方法や「契約締結後2ヶ月以内」等の一定の期間を示す方法があります。

成果物の納入方法に関しても、CD-R等の電磁的記録媒体の他、電子メールでのデータ送信方式、現物持参、現物郵送方式等があります。

また、創作者から納入された成果物によって、仕事の完成があったと評価して良いかどうかについて依頼者側で検査をする必要があり、納品検査の方法等について契約で定めておくことも必要となってきます。

第3条（権利の帰属）

本著作物の著作権は、甲に帰属する。

※著作物の創作を依頼する契約においては、著作者から依頼者に納品された成果物の所有権が、当然に依頼者に移転することにはなりません！

依頼者において成果物の所有権まで取得したい場合や、著作者にお

いて成果物の所有権を留保しておきたい場合には、別途所有権の帰属について明確に定めておくことが重要となってきます。

第4条（利用の許諾）

甲は、乙に対し、本著作物を、下記の態様で利用することを許諾する。

①印刷物における利用

- (ア) 印刷物の名称 ○○
- (イ) 発行部数 ○○部
- (ウ) 発行期間 平成○年○月○日から1年間
- (エ) 発行地域 日本国内

②WEBサイトにおける利用

- (ア) サイト名 株式会社○○公式サイト
- (イ) 掲載期間 平成○年○月○日（予定）から1年間

2 前項の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、次の各形態で本著作物を利用することを許諾してはならない。

①印刷物における複製、頒布

②WEBサイトにおける掲載

※著作権が著作者に帰属する場合、依頼者が作品を利用するためには著作権者である著作者から、著作物の利用に関する承諾を得なければなりません。また、依頼者が成果物を独占的に利用したい場合には、その旨を契約に定めておく必要があります。

第5条（著作者人格権）

乙は、本著作物を改変する場合、事前に甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、本著作物を利用するにあたって、著作者の表示をしなければならない。

3 甲および乙は、本著作物の公表日を、平成○年○月○日以降の乙が選択する日とすることを確認する。

※著作者人格権（「同一性保持権」、「氏名表示権」、「公表権」）は譲渡することが出来ません。著作者人格権は著作者が有することになるため、作品の利用に関し、①著作物の改変時の取り扱い、②著作者の表示、③作品の公表時期について契約書に明記しておく必要があります。

第6条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証する。

2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、甲は、その責任と負担の

もと、これに対処、解決するものとし、乙に対して一切の迷惑をかけるものとする。

※このような条項を設けたところで、著作権やプライバシー権の侵害の被害者に対する責任が全くなくなるわけではありませんが、成果物が、正当な権利を持つ著作物であることを依頼者に保証し、問題が生じた際の取り決めをして、責任の所在を明らかにしておきます。

第7条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物の執筆業務および本著作物の利用許諾に関する一切の対価として、金〇〇円（税別）を、平成〇年〇月末日限り、別途甲が指定する銀行口座に振込む方法で支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

※著作物を創作してもらう契約における対価には①作業量、②著作物の利用許諾料、③著作権の譲渡を受ける場合には譲渡料の3つがあります。対価が著作権の譲渡に対する対価を含む場合は、それぞれいくらかという内訳を明記したほうが望ましいと言えます。

第8条（解除）

甲および乙は、相手方が本契約に違反した場合、相当の期間において違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されなかったときは、本契約を解除することができる。

第9条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は、本著作物の一切の利用を中止し、第4条で許諾された一切の媒体から本著作物を削除しなければならない。

※契約終了後の、利用者が保有する成果物の取り扱いについて定めます。利用許諾期間経過後も、在庫品の取扱販売を認める場合には対価についても規定します。

第10条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知りえた相手方の秘密情報を、本契約の有効期間中および本契約の終了後、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示または漏洩してはならない。

※契約に関して知り得る個人情報や営業情報、ノウハウ等の秘密情報に関し、守秘義務規定を設けることができます。

第11条（権利義務の譲渡等禁止）

甲および乙は、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利および義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、

また担保に供してはならない。

※著作物を利用する権利は著作権者の承諾を得ない限りは第三者に譲渡することはできませんが、その他の一般的な金銭対価を受ける権利等については譲渡の対象となります。双方に承諾を得ない見ず知らずの第三者に契約上の権利を譲渡してしまうと法律関係が複雑となるため、契約上の権利を他人に譲渡することを禁止する条項を置くことができます。

第 12 条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第 13 条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲（住 所）

（名 称）

印

乙（住 所）

（名 称）

印